

倒産・解雇・雇止めなどの理由で離職された方へ

国民健康保険税の軽減を受けられる場合があります

まずは雇用保険受給資格者証を確認してください。

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面）
雇用保険受給資格者証（第1面）

1. 支給番号	2. 被保険者番号	3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生
			8. 住所又は		
			9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融 安定所現金 (G))		
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由			
		40			
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額				
16. 求職申込年月日					
19. 基本手当					
22. 離職手当					
23. 再就職手当					

「特」や「高」のマークがある場合は該当しません。
特…特例受給資格者証
高…高年齢受給資格者証

離職理由欄に記載の番号(離職理由コード)が、次の番号だった場合に、軽減対象となる可能性があります。
11・12・21・22・23・31・32・33・34

軽減額は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、対象者の前年中の給与所得を100分の30とみなして算定することにより、行います。

軽減の期間は？

離職の翌日の属する月から、翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

軽減を受けるには？

軽減を受けるには申請が必要です。次のものをご持参のうえ、あま市役所保険医療課または美和・七宝市民サービスセンター窓口で、手続きをしてください。

- ① 国民健康保険被保険者証
- ② 雇用保険受給資格者証
- ③ 本人確認ができるもの

お問合せ先

あま市役所 保険医療課 国保年金係
TEL 052-444-3168